

# 時間外労働の上限規制等について

津労働基準監督署

第二方面主任監督官 北 啓伸

## 特定医師の範囲

- 医師の時間外労働の上限規制は、特定医師に適用される。
- 特定医師とは、病院もしくは診療所で勤務する医師（**医療を受けるものに対する診療を直接の目的とする業務を行わない者を除く。**）または介護老人保健施設もしくは介護医療院において勤務する医師を指す。

平成31年4月（大企業） / 令和2年4月（中小企業）  
一般労働者の時間外労働の上限規制が適用済み  
年720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間以内



### 労働者

- 歯科医師
- 獣医師

### 「医業に従事する医師」 （適用猶予の対象）

- 血液センター等の勤務医
- 産業医
- 大学病院の裁量労働制適用医師

### 「特定医師」 （医師の上限規制の対象）

- 病院等で診療を行う勤務医
- 診療も行っている産業医

令和6年4月  
一般労働者の時間外労働の上限規制が適用  
年720時間、単月100時間未満、  
複数月平均80時間以内 など



令和6年4月  
医師の時間外労働の上限規制が適用



## 医師の時間外労働の上限規制（概要）

- 時間外労働の上限規制には、36協定を締結する際の上限（事業場単位の上限）である「特別延長時間の上限」と、特定医師個人に対する上限である「時間外・休日労働時間の上限」という2種類の上限がある。
- 医師の時間外労働の上限規制には、原則のA水準と、適用にあたり都道府県知事の指定が必要な特例水準がある。

医療機関に適用される水準		特別延長時間の上限 (事業場単位の上限)	時間外・休日労働時間の上限 (個人単位の上限)
原則	A水準	月100時間未満 / 年960時間	月100時間未満 / 年960時間
特例水準 対象者の名簿を作成	連携B水準 (医師派遣を行う病院) 自院での時間外・休日労働は年960時間であるが、副業・兼業をした場合、年1,860時間まで時間外・休日労働させることができる	月100時間未満 / 年960時間	月100時間未満 / 年1,860時間
	B水準 (救急医療等)	月100時間未満 / 年1,860時間	月100時間未満 / 年1,860時間
	C水準 (臨床・専門研修) (高度医療の修得研修)	月100時間未満 / 年1,860時間	月100時間未満 / 年1,860時間



月100時間未満の上限については、面接指導による例外あり

2

## 医師の時間外労働の上限規制（特定医師に適用する水準の変更）

- 36協定の対象期間の途中で、やむを得ず特定医師に適用する水準を変更することもできるが、以下に留意する必要がある。

### A水準から特例水準への変更

水準変更を行った医師について、勤務間インターバルの確保、代償休息が新たに義務となる。

やむを得ず水準変更を行った後も、時間外・休日労働は必要最小限とする。



### 特例水準からA水準への変更

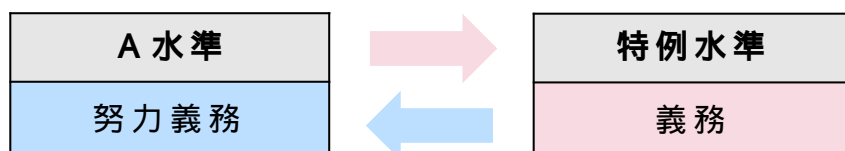
水準変更を行った医師について、勤務間インターバルの確保、代償休息が義務から努力義務となる。

水準変更の判断は、妊娠や長期間の病気療養など、年960時間を超える時間外・休日労働を行わせる必要がなくなったことが客観的に明らかな場合に限る。

併せて、特例水準医師の名簿の更新を行う。



### 勤務間インターバルの確保、代償休息



3

## 医師の時間外労働の上限規制 (副業・兼業の場合：特定医師と特定医師との副業・兼業について)

- 特定医師が副業・兼業を行う場合、副業・兼業先における労働時間を通算する。
- 36協定は医療機関ごとに延長時間を定めるものであることから、副業・兼業の場合も、それぞれの医療機関は、自らの医療機関における時間外・休日労働時間を、自らの36協定の範囲内とする。(「特別延長時間の上限」との関係においては、副業・兼業先の時間外・休日労働時間は通算しない。)
- さらに、自院と副業・兼業先における時間外・休日労働時間を合計して、特定医師個人に対する上限である「時間外・休日労働時間の上限」の範囲内とする。(「時間外・休日労働時間の上限」との関係においては、副業・兼業先の時間外・休日労働時間を通算する。)

### 特定医師が副業・兼業先でも特定医師として勤務する場合

自院での適用水準	副業・兼業先での適用水準	その医師の年間の時間外・休日労働時間の上限
A水準	A水準	960時間
A水準	特例水準	1,860時間
特例水準	A水準	
特例水準	特例水準	



注1：「時間外・休日労働時間の上限」の起算日は、それぞれの医療機関の36協定の対象期間の起算日に合わせる。

注2：特例水準の医療機関とA水準の医療機関で勤務する場合でも、A水準の医療機関は、自院での時間外・休日労働は自院の36協定の範囲内で行う必要がある。

4

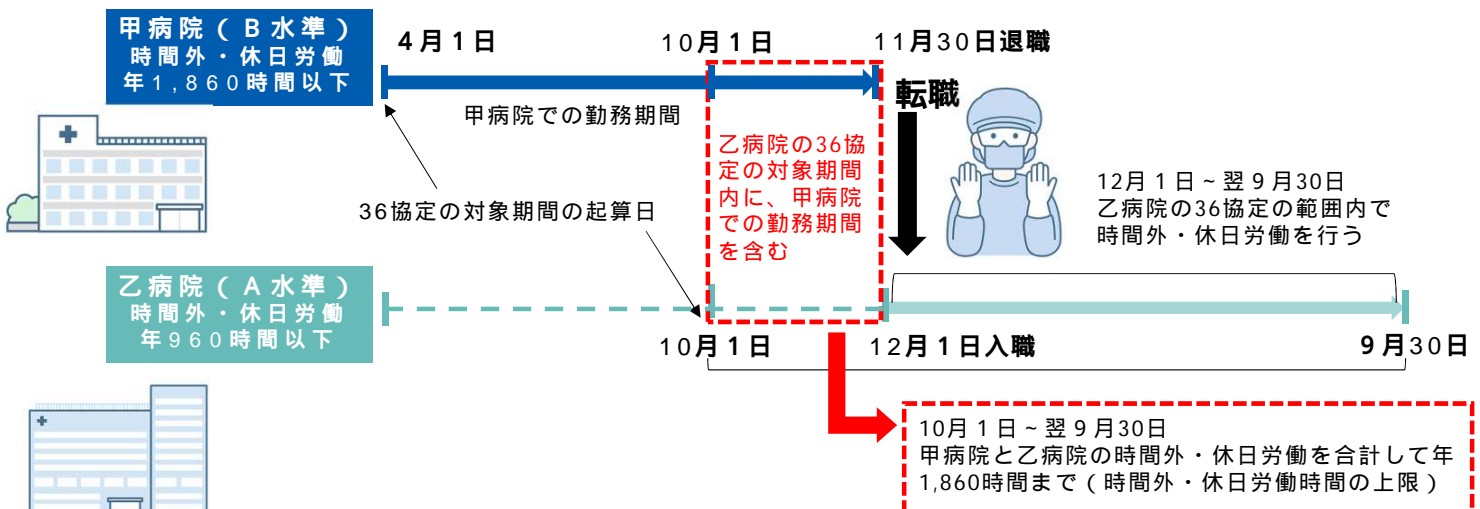
## 医師の時間外労働の上限規制(転職の場合)

- 特定医師が特例水準の医療機関から、A水準の医療機関に転職したとき、転職後の医療機関の36協定の対象期間内に、特例水準の医療機関内で勤務していた期間を含む場合、当該特定医師に適用される「時間外・休日労働時間の上限」は、転職後も特例水準における上限となる。

(例) 甲病院(B水準)から乙病院(A水準)へ転職(11月30日退職、12月1日入職)

乙病院(A水準)の36協定の対象期間：10月1日～翌9月30日 とした場合

乙病院(A水準)の36協定の対象期間内に、甲病院(B水準)での勤務期間を含むため、この特定医師の「時間外・休日労働時間の上限」は、年1,860時間となる。



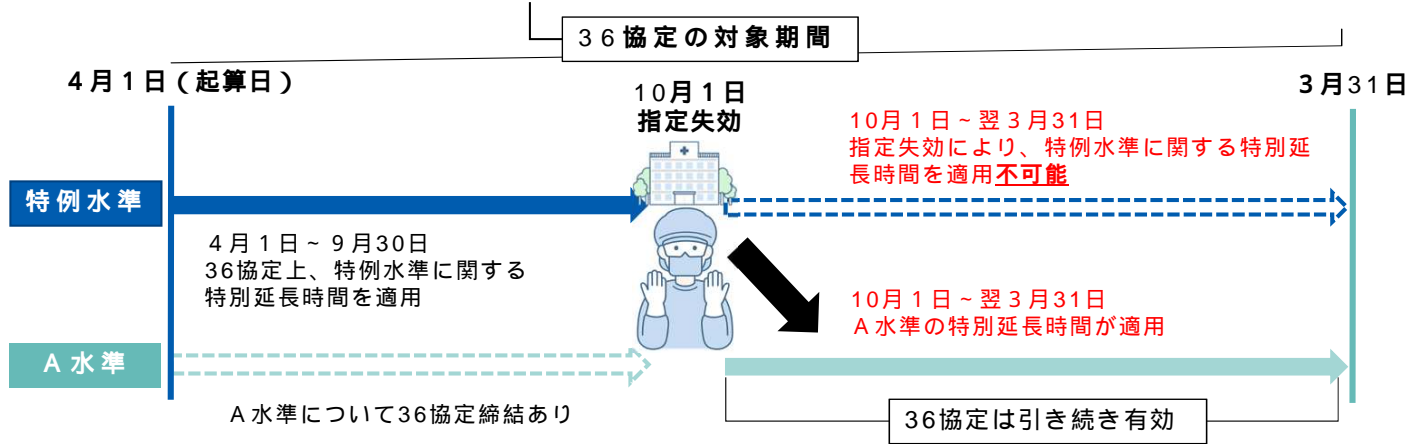
5

# 医師の時間外労働の上限規制（指定の効力が消滅した場合）

- 都道府県知事による特例水準の指定は、3年ごとに更新しない限り効力を失う。（失効日は期間満了日の翌日または不更新の処分のあった日の翌日）  
更新申請をした場合、更新または不更新の処分がなされるまでの間、特例水準の指定は有効。
- 医療機関に特例水準の指定に該当する業務がなくなったときや、指定の要件を事後的に欠くことになった場合に、都道府県知事は、指定を取り消すことができる。（失効日は取消日）
- 36協定の対象期間中に指定が失効した場合、36協定上、特例水準に関する特別延長時間を適用することはできなくなるが、同期間中は、特定医師個人の上限である「時間外・休日労働の上限」は特例水準の上限が適用される。

（例）36協定の対象期間：4月1日～翌3月31日とし、10月1日に指定が失効した場合

**36協定の対象期間中、特定医師個人の上限である「時間外・休日労働時間の上限」は、特例水準の上限（1,860時間）が適用**



9月30日までに本院での時間外・休日労働が960時間を超えていた場合、10月1日以降、同院では時間外・休日労働を行わせることができない。

労働保険番号・法人番号を記載してください。

事業場（病院、診療所等）ごとに協定してください。

時間外労働に関する協定届 休日労働

事業の種類 事業の名称 事業の所在地（電話番号） 協定の有効期間

医療保険業 医療法人〇〇 〇〇病院 (〒〇〇〇 〇〇〇〇) 〇市〇〇町1-2-3 (電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇) 〇〇〇〇年〇月〇日から1年

時間外労働 事由は具体的に定めてください。なお、各医療機関の実態に合わせて記載してください。また、医療に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)についても同じ様式を使用しますので、当該者についても定める場合は、併せて記載してください。

休日労働 休日労働をさせる必要のある具体的事由

時間外労働	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定労働時間(1日)(任意)	延長することができる時間数				1年(については360時間まで、については320時間まで) 起算日 〇〇〇〇年〇月〇日
				法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	
下記に該当しない労働者	医師業務	20人	8時間	3時間	3時間	45時間	45時間	360時間
				3時間	3時間	45時間	45時間	360時間
				3時間	3時間	45時間	45時間	360時間
1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	〇〇業務	〇〇人	8時間	3時間	3時間	45時間	45時間	360時間
				3時間	3時間	45時間	45時間	360時間
				3時間	3時間	45時間	45時間	360時間
休日労働をさせる	〇〇業務	〇〇人	8時間	3時間	3時間	45時間	45時間	360時間
				3時間	3時間	45時間	45時間	360時間
				3時間	3時間	45時間	45時間	360時間

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ1年について960時間(B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師(当該指定に係る派遣に係るものに限る。))については1,860時間以下でなければならないこと(ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になっても差し支えない。)

【医療に従事する医師】

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ1年について960時間(B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師(当該指定に係る派遣に係るものに限る。))については1,860時間以下でなければならないこと(ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になっても差し支えない。)

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上となることが見込まれる場合、以下の措置を講ずること。

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間に到達する前に疲労の蓄積の状況等を確認し、面接指導を行うこと(A水準医療機関で勤務時間以上となった後の面接指導でも差し支えない。)。また、面接指導を行った医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずること。(チェックボックスに要チェック)

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が155時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行うこと。(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 〇〇〇〇年〇月〇日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 〇〇科長 山田花子 氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。(チェックボックスに要チェック)

〇〇〇〇年 〇月 〇日

使用者 職名 院長 田中太郎 氏名

労働保険番号・法人番号を記載してください。

時間外労働 休日労働 に関する協定届

労働保険番号  
法人番号

1年の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年においては、協定の内容を変更して再度届け出ることがあった場合

この協定が有効となる期間を定めてください。1年とすることが望ましい。

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	事業の所在地(電話番号)		1年(については360時間まで、については320時間まで)						
医療保険業	医療法人〇〇 〇〇病院	(〒〇〇〇 〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3	(電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇)		〇〇〇〇年 月 日から1年						
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定労働時間(1日)(任意)	1日	1箇月(については45時間まで、については42時間まで)	1年(については360時間まで、については320時間まで)				
	下記に該当しない労働者	診療、検査、診断、処置、手術への対応	医師業務	20人	8時間	3時間	3時間	45時間	45時間	360時間	360時間
		〇〇〇〇	〇〇業務	〇〇人	8時間	3時間	3時間	45時間	45時間	360時間	360時間
		〇〇〇〇	〇〇業務	〇〇人	8時間	3時間	3時間	45時間	45時間	360時間	360時間
1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定休日(任意)	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻					
診療、検査、診断、処置、手術への対応	医師業務	20人	土日祝日	1か月に1回	8:00~18:00						
〇〇〇〇	〇〇業務	〇〇人	土日祝日	1か月に1回	8:00~18:00						

対象期間が3か月を超える1年単位の变形労働時間制が適用される労働者については、この欄に記載してください。

事由は具体的に定めてください。なお、各医療機関の実態に合わせて記載してください。また、医業に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)についても同じ様式を使用しますので、当該者についても定める場合は、併せて記載してください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

1日の法定労働時間を超える時間数を定めてください。

1か月の法定労働時間を超える時間数を定めてください。は45時間以内、は42時間以内です。

1年の法定労働時間を超える時間を定めてください。は360時間以内、は320時間以内です。

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(医業に従事する医師は除く。)

医業に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)については、このチェックボックスに係る事項を労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合は、有効な協定届となりません。

(チェックボックスに要チェック)

【医業に従事する医師】

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ1年について960時間(B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師(当該指定に係る派遣に係るものに限る。))については1,860時間)以下でなければならないこと(ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師については、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になっても差し支えない。)

医業に従事する医師については、このチェックボックスに係る事項を労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合は、有効な協定とはなりません。

(チェックボックスに要チェック)

A水準記載例

時間外労働 休日労働 に関する協定届(特別条項)

1年の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年においては、協定の内容を変更して再度届け出ることがあった場合でも、起算日は同一の日とする必要があります。

業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	1日(任意)		1箇月(時間外労働及び休日労働を合算した時間数に制限あり。ただし、については、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずることとしている場合はこの限りではない。)		1年(については720時間以内(時間外労働のみの時間数)、については960時間以内、については1,860時間以内(は時間外労働及び休日労働を合算した時間数)に限る。)						
		延長することができる時間数	法定労働時間を超える回数	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	法定労働時間を超える回数	延長することができる時間数	法定労働時間を超える回数					
臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合												
(下記以外の者)	〇〇〇〇	〇〇業務	〇〇人	6時間	6時間	6回	70時間	70時間	25%	670時間	670時間	25%
	〇〇〇〇	〇〇業務	〇〇人	6時間	6時間	6回	70時間	70時間	25%	670時間	670時間	25%
A水準医療機関で勤務する医師	患者数増加、入院患者の急変、救急患者の搬送等に伴う診療、検査、診断、処置、手術への対応の発生	医師業務	20人	6時間	6時間	8回	85時間	85時間	25%	800時間	800時間	25%
	高難度の診療、診断、処置、手術や時間を要する処置、手術への対応の発生	医師業務	8人	6時間	6時間	8回	105時間	105時間	25%	870時間	870時間	25%
B水準医療機関で対象業務に従事する医師	事由は一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要なとき」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。なお、あくまで例示を載せていますので、各医療機関の実態に合わせて記載してください。											
連携B水準医療機関で対象業務に従事する医師	業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。											
C水準医療機関で対象業務に従事する医師	限度時間(45時間または42時間)を超えて労働させる場合の、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めてください。医業に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)については、月100時間未満に限ります。なお、この時間数を満たしていても、2-6か月平均で月80時間を超えてはいけません。また、A水準医療機関で勤務する医師については、原則として月100時間未満に限りますが、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずることを36協定に定めるときは、1か月について100時間以上の時間数を定めることも可能です。											

医業に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)についても同じ様式を使用しますので、当該者についても定める場合は、併せて記載してください。

事由は一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要なとき」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。なお、あくまで例示を載せていますので、各医療機関の実態に合わせて記載してください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

限度時間(45時間または42時間)を超えて労働させる場合の、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めてください。医業に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)については、月100時間未満に限ります。なお、この時間数を満たしていても、2-6か月平均で月80時間を超えてはいけません。また、A水準医療機関で勤務する医師については、原則として月100時間未満に限りますが、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずることを36協定に定めるときは、1か月について100時間以上の時間数を定めることも可能です。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金を定めてください。この場合、法定の割増率(25%)を超える率となるよう努めてください。(なお、時間外労働が月60時間を超える場合の法定の割増率は50%となります。)

限度時間(年360時間または320時間)を超えて労働させる1年の時間数を定めてください。医業に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)については、年720時間以内(時間外労働のみ)に限ります。A水準医療機関で勤務する医師については、年960時間以内(時間外労働および休日労働)に限ります。

### B 水準記載例

### 時間外労働 休日労働 に関する協定届(特別条項)

1年の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年においては、協定内容を変更して再度届け出ることがあった場合でも、起算日は同一の日とする必要があります。

医療機関内に、B水準の対象業務以外の業務に従事する医師がいる場合には、該当する水準の記載欄に協定事項を記載してください。

月の時間外労働の限度時間(月45時間または42時間)を超えて労働させる回数を定めてください。  
医療に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)については、年6回以内に限りませ

1日 (任意)

1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間) 間未滿に限る。ただし、- について、面接指

1年 (については720時間以内(時間外労働のみの時間数)、については960時間以内、については1,860時間以内(-は時間外労働及び休日労働を合算した時間数)に限る。)

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月		1年		起算日 (年月日)	〇〇〇〇年 月 日		
			延長することができる時間数	限度時間を超えて労働させる回数 (については、6回以内、-については任意)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率				
<p>医療に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)についても同じ様式を使用しますので、当該者についても定める場合は、併せて記載してください。</p>	〇〇〇〇	〇〇業務	〇〇人	6時間	6時間	6回	70時間	70時間	25%	670時間	670時間	25%
	〇〇〇〇	〇〇業務	〇〇人	6時間	6時間	6回	70時間	70時間	25%	670時間	670時間	25%
(下記 - 以外の者)												
A水準医療機関で勤務する医師	<p>業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。 B水準医療機関で対象業務に従事する医師については労働時間短縮計画記載の診療科単位で定めることが望ましいです。</p> <p>限度時間(45時間または42時間)を超えて労働させる場合の、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めてください。 医療に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)については、月100時間未滿に限りませ。なお、この時間数を満たしていても、2~6か月平均で月80時間を超えてはいけません。また、B水準医療機関で勤務する医師については、原則として月100時間未滿に限りませが、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずることを36協定に定めるときは、1か月について100時間以上の時間数を定めることも可能です。</p>											
B水準医療機関で対象業務に従事する医師	患者数増加、入院患者の急変、救急患者の搬送等に伴う診察、検査、診断、処置、手術への対応の発生	医師業務(〇〇科)	20人	6時間	6時間	10回	95時間	95時間	25%	1000時間	1000時間	25%
	在宅患者に対する急変対応、在宅患者への訪問診療の集中	医師業務(〇〇科)	15人	6時間	6時間	10回	120時間	120時間	25%	1200時間	1200時間	25%
	高度な処置、手術への対応、高度な疾病治療や産前・産後管理の集中	医師業務(〇〇科)	10人	6時間	6時間	10回	120時間	120時間	25%	1200時間	1200時間	25%
連携B水準医療機関で対象業務に従事する医師	<p>事由は一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要のあるもの限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要なとき」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。なお、あくまで例示を載せていますので、各医療機関の実態に合わせて記載してください。 B水準医療機関で対象業務に従事する医師の場合、地域医療の確保のためにやむを得ず長時間労働になる事由を定めることとなります。</p> <p>限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。 この場合、法定の割増率(25%)を超える率となるよう努めてください。 (なお、時間外労働が月60時間を超える場合の法定の割増率は50%となります。) 「1年」の欄も同様です。</p>											
C水準医療機関で対象業務に従事する医師	<p>限度時間(年360時間または320時間)を超えて労働させる1年の時間数を定めてください。 医療に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)については、<u>年720時間以内(時間外労働のみ)</u>に限りませ。 B水準医療機関で対象業務に従事する医師については、<u>年1,860時間以内(時間外労働および休日労働)</u>に限りませ。</p>											

### 連携 B 水準記載例

### 時間外労働 休日労働 に関する協定届(特別条項)

1年の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年においては、協定内容を変更して再度届け出ることがあった場合でも、起算日は同一の日とする必要があります。

医療機関内に、連携B水準の対象業務以外の業務に従事する医師がいる場合には、該当する水準の記載欄に協定事項を記載してください。

月の時間外労働の限度時間(月45時間または42時間)を超えて労働させる回数を定めてください。  
医療に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)については、年6回以内に限りませ

1日 (任意)

1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間) 間未滿に限る。ただし、- について、面接指

1年 (については720時間以内(時間外労働のみの時間数)、については960時間以内、については1,860時間以内(-は時間外労働及び休日労働を合算した時間数)に限る。)

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月		1年		起算日 (年月日)	〇〇〇〇年 月 日		
			延長することができる時間数	限度時間を超えて労働させる回数 (については、6回以内、-については任意)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率				
<p>医療に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)についても同じ様式を使用しますので、当該者についても定める場合は、併せて記載してください。</p>	〇〇〇〇	〇〇業務	〇〇人	6時間	6時間	6回	70時間	70時間	25%	670時間	670時間	25%
	〇〇〇〇	〇〇業務	〇〇人	6時間	6時間	6回	70時間	70時間	25%	670時間	670時間	25%
(下記 - 以外の者)												
A水準医療機関で勤務する医師	<p>業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。 連携B水準医療機関で対象業務に従事する医師については労働時間短縮計画記載の診療科単位で定めることが望ましいです。</p> <p>限度時間(45時間または42時間)を超えて労働させる場合の、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めてください。 医療に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)については、月100時間未滿に限りませ。なお、この時間数を満たしていても、2~6か月平均で月80時間を超えてはいけません。また、連携B水準医療機関で勤務する医師については、原則として月100時間未滿に限りませが、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずることを36協定に定めるときは、1か月について100時間以上の時間数を定めることも可能です。</p>											
B水準医療機関で対象業務に従事する医師	患者数増加、入院患者の急変、救急患者の搬送等に伴う診察、検査、診断、処置、手術への対応の発生	医師業務(〇〇科)	15人	6時間	6時間	8回	85時間	85時間	25%	800時間	800時間	25%
	高難度の診察、診断、処置、手術や時間を要する処理、手術への対応の発生	医師業務(〇〇科)	10人	6時間	6時間	8回	105時間	105時間	25%	870時間	870時間	25%
連携B水準医療機関で対象業務に従事する医師	<p>事由は一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要のあるもの限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要なとき」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。なお、あくまで例示を載せていますので、各医療機関の実態に合わせて記載してください。 連携B水準医療機関で対象業務に従事する医師の場合、派遣元である連携B水準医療機関側の医師業務(派遣されるまで派遣元で従事している医師業務)との関係で、臨時に限度時間を超えて時間外労働を行わせる事由を記載してください。</p> <p>限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。 この場合、法定の割増率(25%)を超える率となるよう努めてください。 (なお、時間外労働が月60時間を超える場合の法定の割増率は50%となります。) 「1年」の欄も同様です。</p>											
	<p>限度時間(年360時間または320時間)を超えて労働させる1年の時間数を定めてください。 医療に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)については、<u>年720時間以内(時間外労働のみ)</u>に限りませ。 連携B水準医療機関で対象業務に従事する医師については、<u>年960時間以内(時間外労働および休日労働)</u>に限りませ。</p>											

C 水準記載例

様式第9号の5(第70条関係)

時間外労働 休日労働 に関する協定届(特別条項)

1年の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年においては、協定の内容を変更して再度届け出ることがあった場合でも、起算日は同一の日とする必要があります。

医業機関内に、C水準の対象業務以外の業務に従事する医師がいる場合には、該当する水準の記載欄に協定事項を記載してください。

月の時間外労働の限度時間(月45時間または42時間)を超えて労働させる回数を定めてください。  
医業に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)については、年6回以内に限りませ

1日 (任意)

1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数) (時間外労働及び休日労働を合算した時間数) (時間外労働及び休日労働を合算した時間数) (時間外労働及び休日労働を合算した時間数)

起算日 (年月日) 〇〇〇〇年 〇月 〇日

業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数		延長することができる時間数及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率		延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	
		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える回数	所定労働時間を超える回数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)
(下記以外の者)	〇〇〇〇	〇〇業務	〇〇人	6時間	6時間	6回	70時間	70時間	2.5%	670時間	670時間	2.5%	
	〇〇〇〇	〇〇業務	〇〇人	6時間	6時間	6回	70時間	70時間	2.5%	670時間	670時間	2.5%	
A水準医療機関で勤務する医師													
B水準医療機関で対象業務に従事する医師													
連携B水準医療機関で対象業務に従事する医師													
C水準医療機関で対象業務に従事する医師	〇〇臨床研修プログラムにおける診察、検査、診断、処置、手術への対応 〇〇専門研修プログラムにおける診察、検査、診断、処置、手術への対応 各医師の技能研修計画の下での診察、検査、診断、手術への対応	医師業務	15人	6時間	6時間	9回	95時間	95時間	2.5%	1100時間	1100時間	2.5%	
		医師業務	10人	6時間	6時間	9回	120時間	120時間	2.5%	1200時間	1200時間	2.5%	
		医師業務	2人	6時間	6時間	9回	120時間	120時間	2.5%	1200時間	1200時間	2.5%	

医業に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)についても同じ様式を使用しますので、当該者についても定める場合は、併せて記載してください。

事由は一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要なとき」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。なお、あくまで例示を載せていますので、各医療機関の実態に合わせて記載してください。  
C水準医療機関で対象業務に従事する医師の場合、初期研修医の臨床研修プログラムや後期研修医の専門プログラム、各医師の技能研修計画について、時間外労働を行わせる必要のあるものを記載してください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

限度時間(45時間または42時間)を超えて労働させる場合の、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めてください。  
医業に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)については、月100時間未満に限りませ。なお、この時間数を満たしていても、2-6か月平均で月80時間を超えてはいけません。  
また、C水準医療機関で勤務する医師については、原則として月100時間未満に限りませますが、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずることを36協定に定めるときは、1か月について100時間以上の時間数を定めることも可能です。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。  
この場合、法定の割増率(2.5%)を超える率となるよう努めてください。  
(なお、時間外労働が月60時間を超える場合の法定の割増率は5%となります。)  
「1年」の欄も同様です。

限度時間(年360時間または320時間)を超えて労働させる1年の時間数を定めてください。  
医業に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)については、年720時間以内(時間外労働のみ)に限りませ。  
C水準医療機関で勤務する医師については、年1,860時間以内(時間外労働および休日労働)に限りませ。

限度時間を超えて労働させる場合における手続 **労働者代表者に対する事前申し入れ**

(該当する番号) (具体的内容)  
、 、  
**対象労働者への医師による面接指導の実施**  
**対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定**  
**章句場での時短対策会議の開催**

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(医業に従事する医師は除く。)

【医業に従事する医師】  
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ1年について960時間(B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師(当該指定に係る派遣に係るものに限る。))については、1,860時間)以下でなければならないこと(ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつても差し支えない。)

の場合、都道府県知事からB水準医療機関、連携B水準医療機関又はC水準医療機関としての指定を受けていること。  
A水準医療機関で勤務する医師の場合はチェック不要です。

協定で定める1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上である場合には、以下の措置を講ずること。  
1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間に到達する前に疲労の蓄積の状況等を確認し、面接指導を行うこと(で疲労の蓄積が認められない場合は、100時間以上となつた後の面接指導でも差し支えない。)

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が155時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行うこと。

の場合、1年の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が960時間を超えることが見込まれる者に対して、勤務間インターバル等により休息時間を確保すること。

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 〇月 〇日  
協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 〇〇科長 山田花子  
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙) 協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印が必要です。

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。  
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

〇〇〇〇年 〇月 〇日  
使用者 職名 院長 田中太郎  
氏名 田中太郎  
労働基準監督署長

医業に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)については、このチェックボックスに係る事項を労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

医業に従事する医師については、このチェックボックス(の場合は2目と5目のチェックボックスを除きます。)に係る事項を労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

A水準医療機関で勤務する医師の場合はチェック不要です。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印が必要です。

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名または記名・押印が必要です。

## 過半数組合がある場合 過半数組合の要件

事業場に使用されているすべての労働者の過半数で組織する組合であること

・正社員だけでなく、パートやアルバイトなどを含めた事業場のすべての労働者の過半数で組織する労働組合でなければならない。

36協定の締結時に、改めて、事業場の労働者数及び労働組合員数を確認し、過半数組合となっているかを必ずチェックしてください。

$$\frac{\text{労働組合員数}}{\text{すべての労働者}} > 50\%$$

(パートなども含む)

## 過半数組合がない場合 過半数代表者の要件と選出のための正しい手続

労働者の過半数を代表していること

・正社員だけでなく、パートやアルバイトなど事業場のすべての労働者の過半数を代表している必要があります。

36協定を締結するための過半数代表者を選出することが明らかにした上で、投票、挙手などにより選出すること

・選出に当たっては、正社員だけでなく、パートやアルバイトなどを含めたすべての労働者が手続に参加できるようにする必要があります。

・選出手続は、労働者の過半数がその人の選出を支持していることが明確になる民主的な手続（投票、挙手、労働者による話し合い、持ち回り決議）がとられている必要があります。

・使用者が指名した場合や社員親睦会の幹事などを自動的に選任した場合には、その人は36協定を締結するために選出されたわけではありませんので、36協定は無効です。



労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者でないこと

・管理監督者とは、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある人をします。

労働基準監督署に届け出た36協定は労働者に周知しなければなりません。